

四日市市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

四日市市公衆浴場法施行条例（平成24年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。</u></p> <p><u>(4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。</u></p> <p><u>(5) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</u></p> <p><u>(6) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。</u></p> <p><u>(7) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。</u></p> <p><u>(8) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。</u></p> <p><u>(9) ろ過器 浴槽水を再利用するた</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

め、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。

(10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(11) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

(12) 循環式浴槽 ろ過器等を通して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。

(13) 回収槽 浴槽からあふれた浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。

(14) 気泡発生装置 空気を利用して浴槽水に気泡を発生させる設備をいう。

(衛生等の基準)

第4条 公衆浴場の衛生等の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 保温及び衛生の基準

ア 浴槽水は毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

イ 浴槽水及び上がり用湯の温度は、常に適温に保つこと。

ウ 浴槽水は、常に満ちているようにし、規則で定める水質基準に保

(衛生等の基準)

第4条 公衆浴場の衛生等の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 保温及び衛生の基準

ア 浴槽の湯及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。

イ 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、規則で定める水質基準に

つこと。

エ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、水質検査の日から3年間保管すること。ただし、客ごとに完全に換水し清掃する場合は、この限りでない。

オ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行い、その状況を記録し、消毒の日から3年間保管すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

カ 循環式浴槽を使用するときは、次のとおりとすること。

(ア) ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。

(イ) 循環配管は、1週間に1回以上、内部を消毒すること。

(ウ) 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ) 循環配管は、1年に1回以上、内部に生物膜等が付着しているかどうかを点検し、付着している場合はこれを除去するよう努めること。

キ 浴槽からあふれた浴槽水及び回

保つこと。

収槽の水を浴用に供しないこと。  
ただし、これにより難い場合にあっては、浴槽からあふれた浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系消毒剤による消毒その他これと同等以上の殺菌効果のある方法により消毒すること。

ク シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるよう通水すること。

ケ シャワーヘッドとホースは6月に1回以上点検し、1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。

コ 貯湯槽を使用するときは、次のとおりとすること。

(ア) 貯湯槽の内部の汚れ等の状況について定期的に点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(イ) 貯湯槽の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保つとともに、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように、貯湯槽の湯水を消毒すること。

サ 気泡発生装置、水位計その他の浴槽に付属する設備については、

定期的に洗淨及び消毒を行うこと。

シ 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔に保ち、定期的に点検、清掃及び消毒を行うこと。

(3) 風紀の基準

ア 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態により風紀を害するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

イ及びウ (略)

(4) 構造設備の基準

アからケまで (略)

コ 循環式浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。

(ア) ろ過器は、1時間当たりの処理量が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上の能力を有するとともに、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗淨が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合にあっては、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環している浴槽水を、打たせ湯及びシャワー等に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた浴槽水を再利用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合に

ウ 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔に保ち、定期的に消毒を行うこと。

(3) 風紀の基準

ア 10歳以上の男女を混浴させないこと。

イ及びウ (略)

(4) 構造設備の基準

アからケまで (略)

あつては、浴槽からあふれた浴槽水を回収する配管を直接循環配管に接続せず、回収槽が、内部の清掃を容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水が消毒できる設備が備えられていること。

サ 貯湯槽を設けるときは、次のとおりとすること。

(ア) 完全に排水できる構造とすること。

(イ) 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯水の補給口及び底部において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように、貯湯槽の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

シ 気泡発生装置を設けるときは、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らない構造であること。

ス 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じることのない構造であること。

ク 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。

(ア)及び(イ) (略)

セ (略)	サ (略)
ソ (略)	シ (略)
タ (略)	ス (略)
チ (略)	セ (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号アの改正は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて経営をしている者（当該者から経営を譲り受けた者を含む。）の当該経営に係る公衆浴場及び現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場については、この条例による改正後の四日市市公衆浴場法施行条例第4条第1項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日以後に、公衆浴場を改築し、又は増築した場合は、この限りでない。

(健康福祉部衛生指導課)